

給実甲第1389号

令和8年4月1日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第12条関係 1～6（略） 7 この条の第2項の規定により 職員の号俸を決定する場合には、別に定めるもののほか、 <u>給実甲第442号（人事交流によ</u>	第12条関係 1～6（略） 7 この条の第2項の規定により 職員の号俸を決定する場合には、別に定めるもののほか、 <u>給実甲第442号（人事交流によ</u>

る採用者等の号俸の決定について）（給実甲第1385号（行政職俸給表（一）7級以上の級等の適用を受ける職員の職務の級及び号俸の決定について）及び給実甲第1387号（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の職務の級及び号俸の決定について）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところによるものとする。

第20条関係

- 1・2 （略）
- 3 この条の第1項の「人事院が定める要件」は、別に定めるもののほか、次に掲げる通達に定めるところによるものとする。ただし、特別の事情によりこれらにより難しい場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

なお、当該要件がこれらに定められていない場合において、当該要件が定められるまでの間における前項に定める職務の級

る採用者等の号俸の決定について）に定めるところによるものとする。

第20条関係

- 1・2 （略）
- 3 この条の第1項の「人事院が定める要件」が定められるまでの間における前項に定める職務の級の決定については、第48条の規定により個別に人事院の承認を得なければならない。

の決定については、第48条の規定により個別に人事院の承認を得なければならない。

(1) 給実甲第1385号（行政職俸給表(一)7級以上の級等の適用を受ける職員の職務の級及び号俸の決定について）（新設）

(2) 給実甲第1386号（行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の職務の級の決定について）（新設）

(3) 給実甲第1387号（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の職務の級及び号俸の決定について）（新設）

4～8（略）

4～8（略）

第29条関係

第29条関係

この条の「人事院の定める号俸」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について）の第6又は給実甲第1387号（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の職務の級及び号俸の決定について）の第2の第1項若しくは第2項に定め

この条の「人事院の定める号俸」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について）の第6に定めるところによる。

るところによる。

第30条関係

この条の規定による号俸の決定について、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について）の第7又は給実甲第1387号（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の仕事の級及び号俸の決定について）の第2の第3項に定めるところによるときは、あらかじめこの条の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

第37条関係

1 この条の第1項第1号イ又はロに掲げる職員に該当するか否かの判断は、原則として、人事評価政令第7条第2項に規定する調整者（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあつては、同条第1項に規定する評価者）が同一である職員ごとに、次に掲げる順序に従い、この条の第6項に規定する人事院の定める割合におおむね

第30条関係

この条の規定による号俸の決定について、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について）の第7に定めるところによるときは、あらかじめこの条の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

第37条関係

1 この条の第1項第1号イ又はロに掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事評価政令第7条第2項に規定する調整者（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合にあつては、同条第1項に規定する評価者）が同一である職員ごとに、次に掲げる順序に従い、この条の第6項に規定する人事院の定める割合におおむね合致するよう行

合致するよう行うものとする。
この場合においては、次に掲げる職員について同号イ又はロに掲げる職員のいずれに該当するかを判断するときは、全体評語、人事評価政令第6条第1項に規定する個別評語並びに同条第4項に規定する個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項（第8項及び第9項において「考慮事項」という。）を考慮するものとする。

一・二 （略）

2～20 （略）

うものとする。この場合においては、次に掲げる職員について同号イ又はロに掲げる職員のいずれに該当するかを判断するときは、全体評語、人事評価政令第6条第1項に規定する個別評語並びに同条第4項に規定する個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項（第8項及び第9項において「考慮事項」という。）を考慮するものとする。

一・二 （略）

2～20 （略）

以 上